校適正配置 通信

-ナーでは、学校の統廃合に

普通教室を12室(各学年2クラス)と

427㎡(文部科学省算定面積)

で、

(普通教室棟は平屋建)、

延床面積5.

校舎は、

鉄筋コンクリート造2階建

生活科室、パソコン室、図書室、視聴

(理科室、音楽室、図工室、家庭科室、

特別支援教室4室、特別教室8室

関する情報をお伝えします。

北浦地区統合小学校 校舎新築工事に着手

新築工事に着手しました。 が10月に完了し、 て校舎新築工事の契約が議決され、 北浦中学校北東側で進めておりまし 北浦地区統合小学校敷地の造成工事 12月の定例議会におい 校舎

なります。 ち平地は30, mį 学校敷地面積46,572.28㎡、(う 駐車場9, 4 3 7 m੍ 734㎡を有する学校と 9 2 2 m で、 グラウンド7, 建築敷地 7 5 1

す。

相談室3室、保健室など)を整備しま

覚室)、管理諸室

(職員室、

校長室

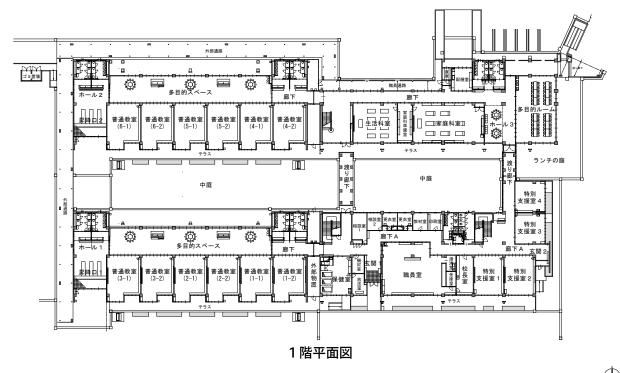
3月の完成を目指し、学校建設を着実 工事も発注を予定しており、平成28年 暖房設備の工事や屋外トイレ・倉庫建 に年度内着手し、 に推進していきます。 《延床面積1,000㎡、鉄骨造1階建 今後は、 遊具設置、 屋内運動場を新築する工事 駐車場舗装などの外構 平成27年度には、

ています。 校後の学校運営に関しての協議を進め 校建設に併せて、 小学校運営検討委員会では、これら学 また、10月に発足した北浦地区統合 統合校の学校名や開

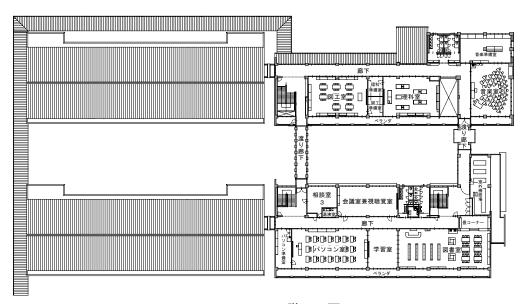


北浦地区統合小学校計画鳥瞰図









【参考】

人当たりの月額の利用料金は、

なります。

するには、事前の申し込みが必要と

時に1便と下校時に2便です。運行方法は、通学日において、区統合小学校も同様の計画で、

利用

その

2階平面図

1,000円を予定しています(現行の3,000円を予定しています(現行の3,000円を平成27年4月についます)。

※減額等

1か月で半分以上利用しないときは2分の用しないときは2分の用をでに、また同一世の額に、また同一世の額に、また同一世の額に、また同一世の額に、また同一世の額に、また同一世の額に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、また同一世の初に、またのは、1000円を予定しています。

第で同時利用者がいる。

おります。

◇統合校の通学方法

市の学校等適正配置実施計画に基市の学校等適正配置実施計画に基市の学校等適正配置実施計画に基づいて統合した学校における通学について、一定の距離を超える場合について、一定の距離を超える場合に入の利用が可能となっています。スクールバスの運行については、市の学校の〈乗車のきまり〉などで利用学校の〈乗車のきまり〉などで利用の方法が決められています。現在、統合した麻生小・麻生東小・麻生中・統合した麻生小・麻生東小・麻生中・統合した麻生小・麻生東小・麻生中・

申告期間

几の申告は 2/16~3/16まで

お早めに!

期間後半は混雑が予想されます。 早めの申告をお願いします。

平成27年1月1日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 27 年度 (平成 26 年分所得)の市民税・県民税の申告相談は、平成 27 年 2 月 16 日~3月 16 日までの(土・ 日を除く)期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合 は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようにな りますので、お早めに申告相談をされますようお願いします。

所得税・住民税申告は、前年1月1日~12月31日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介 護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか、保育園・幼稚園の入園 などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成27年3月16日(月)までに申告してください。事前に申告書 及び収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課(麻生庁舎)までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口 にも用意してあります。

■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得(営業所得・農業所得)があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成26年中に会社を退職された方、また年末調整が済ん でいない方
- ⑥平成26年中に2社以上の会社に勤めていた方で年末調整 が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ①諸控除を受けようとする方

■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方(他市区町村在住者の扶養を除く)
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

■市役所では受付できない申告

① 青色申告②株式・十地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除 (初年度) ④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申 告⑧過年度申告

要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきり度(日中ベッド上で過ごす割合)がある 一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者 控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございま すので、市役所介護福祉課(№ 0299-55-0111)までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

	□印鑑 □確定申告書等(税務署より送付されている場合) □市民税・県民税申告のご案内ハガキ(市より送付されている場合) 所得の種類によって下記の表よりお持ちください(申告する内容によって複数にまたがる場合があります)					
	給与・年金所得者	□給与・年金源泉徴収票(紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。 市役所では発行できません。)				
	事業所得者 (営業・農業・漁業・不動産)	□収支内訳書(必ず作成して持参してください) □領収書等 □雑収入(戸別所得補償等) の額のわかるもの □関係帳簿類(必要に応じて)				
	譲渡所得者 (土地などの売買・交換等)	□売買契約書の写し □領収書 □買取証明書(公共事業への売買のみ)				
該当	一時所得者 (生命保険などの満期)	□保険会社からの明細書				
す	退職者	□給与所得の源泉徴収票 □退職所得の源泉徴収票				
9 る 方 の み	雑損控除を受ける方	□り災証明書(初めて雑損控除を受ける場合) □被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 □昨年の雑損控除計算書 □昨年の確定申告書の控え(雑損控除の繰越がある場合)				
	諸控除を受ける方	□生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書 □国民年金保険料控除証明書 □医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行を受けてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。				
	その他	□ 通帳等(還付又は納税の際に必要。本人名義) □ その他上記以外に申告に必要となるもの				

■申告日程表

申告会場				
受付時間		《》 午前8時30分~11		
文山村间	《午後の部	(※) 午後1時00分~ 4	1時00分	
指定日	対象地区	対象地区	対象地区	
2月16日(月)				
2月17日(火)	麻生地区		玉川地区	
2月18日(水)		津澄地区		
2月19日(木)		净热地区		
2月20日(金)			手賀地区	
2月23日(月)	太田地区			
2月24日(火)		要地区	玉造地区	
2月25日(水)	大和地区			
2月26日(木)				
2月27日(金)	八和地区			
3月2日(月)				
3月3日(火)			担佐林区	
3月4日(水)	行方地区		現原地区	
3月5日(木)				
3月6日(金)				
3月9日(月)				
3月10日(火)		武田地区	立花地区	
3月11日(水) 3月12日(木)	小高地区			
3月13日(金)				
3月16日(月)				

- ●午前中に受付をされた方でも当 日の混雑状況により午後からの 申告相談となる場合があります ので、ご了承ください。
- ●受付簿は当日午前8時にお出 しします。事前予約などはでき ません。

自宅のパソコンで 申告書等を作成できます!

国税庁ホームページ(http:// www.nta.go.jp/) の「確定申告 書等作成コーナー」で画面の案 内にしたがって金額等を入力する ことにより、所得税・消費税・贈 与税の申告書や青色申告決算書 などを作成することができ、自宅 のプリンターで印刷すればそのま ま税務署に提出 (郵送可) する ことができます。また、作成した データは、e-Tax 送信用データと して利用することができます(贈 与税を除く)。

新成人のみなさんへ

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。 具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残っ たとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。 国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で 障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持され ていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予され る制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び 各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない 30 歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予さ れる制度です。

■国民年金のご相談・手続き等については、市役所又は年金事務所までお問い合わせください。 【問い合わせ】水戸南年金事務所 Tri 029-227-3251

国保年金課(玉造庁舎) Tel 0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

保険証の保管場所を 家族で確認しましょう!

保険証は、医療機関受診のときに必要です。大切に保管しましょう。

また、保管場所を忘れてしまうと、急病のときに使えません。家族間で保管場所を確認しておきましょう。家 族で保管場所が分かっていると、いざという場合にも対応できます。

①国民健康保険被保険者証(国保保険証) ②(国保)高齢受給者証(70 歳から 74 歳)

③後期高齢者医療被保険者証







※①国保保険証と一緒に窓口へ

◆再交付の手続き◆

手続きは、3庁舎(玉造庁舎国保年金課、麻生及び北浦庁舎総合窓口)でできます。

①国保保険証②高齢受給者証(70歳から74歳)

原則、世帯主(家族等の場合には、委任状)が申請手続き。来庁者の身分証明書、印鑑を持参ください。

③後期高齢者医療被保険者証

原則、家族が申請手続き。来庁者の身分証明書、印鑑を持参ください。

税金の診測ら世

不動産公売を実施します

今日の税金

国民健康保険税 第7期 納付期限(口座振替日) は2月2日です。

■公売日時 2月27日(金)

■受 付 午後0時50分 入札説明 午後1時

■入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時

■場 所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室

■対象物件 下記「公売対象不動産」をご覧ください。

詳しいことは、市役所各庁舎にある「公売情報」や市ホームページを ご覧いただくか、収納対策課(麻生庁舎)にお問い合わせください。

■公売対象不動産

区分	所在	地番	地目	面積(㎡)	見積金額(円)	公売保証金(円)
14-11	蔵川字御船下	888	田	1314	470,000	50,000
14-12	蔵川字新入田	33-1	田	1714	690,000	70,000
14-15	南高岡字藤崎	465	田	2215	350,000	40,000
14-16	西蓮寺字谷中	1684 1691-1	田	1174 1644	1,000,000	100,000
14-17	根小屋字埜地東	1016	田	1575	380,000	40,000
14-18	麻生字赤羽根	3608 3609	田	1232 357	550,000	60,000
14-19	玉造字上宿	甲 112-1 甲 112-4 甲 112-5 甲 112-9	宅地	124.88 130.96 209.13 2.60	3,500,000	350,000

※所在はすべて行方市内

- ○農地法の許可を必要とする農地 (田・畑) の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』 の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局(北 浦庁舎1階 TEL 0291-35-2111) へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- ○公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収 納対策課でご確認ください。

11 月実施の公売結果のお知らせ

■不動産(入札方式)

区分	所在	地目	面積(㎡)	見積金額(円)	落札金額(円)	入札者数
14-3	行方字円道地 2301 番	田	2163	780,000	781,000	1
14-4	藤井字円道地 1116 番	田	1196	430,000	431,000	1
14-5	手賀字舟津 4813 番	田	709	120,000	360,000	2
14-6	手賀字舟津 4824 番	田	951	270,000	540,000	3
14-7	玉造字流甲 905 番 1	田	1264	380,000	605,000	2
14-9	羽生字城後 2523 番	田	1693	460,000	555,000	2

問い合わせ 収納対策課 (麻生庁舎) 25 0299-72-0811

市制施行 10周年記念「新春懸賞クイズ」!

いつも、市報なめがたを読んでいただき、ありがとうございます。今年、行方市は**市制施行 10 周年**を迎えます。 これを記念し、「新春懸賞クイズ」を実施します!

以下の問題の答えを、ハガキに記入し、ご応募ください。

正解した方の中から抽選で20名様に、素敵なプレゼントを差し上げます。ご応募お待ちしています!

【問 題】 行方市は今年、市制施行(

)周年を迎えます

○の中に入る数字を答えてください。

【応募方法】 ハガキに、クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、「市報なめがた」

を読んだ感想やご意見を必ず添えて、下記のあて先までお送りください。

※お一人様1通とさせていただきます。

【応募先】〒311-3892 行方市麻生1561-9

行方市役所秘書課「市報なめがたプレゼント」係

【応募締切】 1月30日(金)(当日消印有効)

※当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

※応募された皆さんの個人情報は、プレゼントの発送にのみ使用します。

プレゼント

☆オリジナルクオカード 1,000 円分

☆ご当地キティちゃんハンドタオル(行方市バージョン)

☆なめりーミコットグッズ





ご応募お待ち

しています♪

あなたの住まなくなった家や土地を登録しませんか?

【問】企画政策課(麻生庁舎)Tel 0299-72-0811

市では、空き地や空き家を「貸したい」「売りたい」という所有者と、「借りたい」「買いたい」という利用希望者の橋渡しを行う『空き地・空き家登録制度(空き家バンク)』を開始し、行方市への定住・移住を応援しています。

住まなくなったとはいえ、思い入れのある土地、家です。登録するにあたってお悩みになることが多いと思いますが、そのような時はまずはご相談ください。

あなたの大切な土地や家は、「行方市に住みたい」という思いをもつ誰かにとっても必要で大切なものかもしれません。



【定住応援助成金】

内 容 定住を目的に、本市内に**新たに**土地・住宅を取得(例えば、宅地を購入して家を新築するなど)して居住を始められる方に、予算の範囲内で助成金を交付します。申請は登記完了後(90 日以内)に行ってください。

※ここでいう「土地」は、本人又はその家族が所有し、現に居住している宅地(一画地や道路を挟んだ宅地なども含む)を除きます。

助成金額 ①住宅等取得助成として、土地・住宅の取得価格の1%(上限20万円)

②子育で助成として、子ども1人につき5万円

③ | ターン、Uターン助成として、1世帯につき5万円

対象要件 助成金の交付申請時点で、定住する世帯に満 20 歳以上満 45 歳以下の夫婦が含まれていることや、世帯に本市の市税又は税外収入金を滞納している者がいないこと等。詳しい要件はお問い合わせください。